平成２８年（フ）第１５７号
香川県高松市香西北町470番地１　サンマーベラスＡ103
債務者　乃村伊知郎
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９５号
仙台市太白区松が丘37番25号　コーポ京103、従前の住所仙台市太白区人来田３丁目20番16号
債務者　沼田　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番５―505号
債務者　三塚　定道
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
宮城県多賀城市下馬３丁目14番21号
債務者　加茂ちひろ
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６４９号
千葉市若葉区東寺山町211番地１　ラ・ルンヌ102号
債務者　上野　翔
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０２号
千葉市稲毛区小仲台７丁目22番５号　第一コーポ高橋Ｅ棟27号
債務者　富澤　鉄男
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４０号
千葉県浦安市北栄４丁目６番25―201号　クレドーラ
債務者　西村　仁美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４２号
千葉県船橋市芝山２丁目５番13棟501号
債務者　髙木　嘉満
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４５号
千葉県八千代市村上3251番地２　307
債務者　石井さおり
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５５号
千葉県市川市末広１丁目12番15号　（ドエル102号）
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６６号
千葉市緑区越智町1700番地23
債務者　安田　明美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９６号
千葉市中央区星久喜町960番地３　カーサビアンカ２―203号
債務者　金綱　慎也
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９７号
千葉県船橋市大穴北３丁目29番８号
債務者　藤原　順子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０４号
千葉県船橋市海神２丁目22番１―1301号
債務者　岩田　純子（旧姓谷田部）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６７号
静岡県富士宮市山宮29番地の27　グレイスＦｕｊｉⅢ202
債務者　小野　友幸
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０３２号
名古屋市緑区大高町字一番割９番地の２　ユンテック名古屋寮314号
債務者　増田　信康
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２号
福岡県小郡市下岩田2069番地２
債務者　組坂　倫代（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部